費目の	支弁対象児童等	経費の 使途	各月の支弁額の算式
第1欄	第 2 欄	第3欄	第 4 欄
(1)	福祉型障害児入 所施設	施設を運 営するた	次の算式(1)により算定した額。ただし、その 月初日においてその施設に対し2以上の支弁義務
事		めに必要	者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算
		な職員の	定は、次の算式(2)(関係支弁義務者が協議を行
		人件費そ	ない、各支弁義務者が措置人員にかかわらず、支
		の他事務の執行に	弁すべき人員 (いわゆる協定人員) を定めて支弁 することとしているときは算式(3)) によって算
		伴う諸経	定した額とする。
		費	なお、主として盲児又はろうあ児を入所させる
			福祉型障害児入所施設に措置幼児がそれぞれ入所
			している場合には、算式 (4) を加算する。
務			算 式(1) その施設の月額保護単価×その月初日の措 置児童数
131			旦兀里奴
			算 式(2)
			その施設の月額保護単価×その月初日の措
			置児童数×支弁率
			その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置人員 その施設のその月の初日の総措置人員
			算 式(3)
			その施設の月額保護単価×その協定人員(そ
			の月初日において私的契約者があるときは、
費			その数を控除した数)
			算 式(4) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福 祉型障害児入所施設の幼児加算分月額保護単 価×その月初日の措置幼児数

(2)	ア	福祉型障害	その児童			場合は、次の算
	_	児入所施設	の給食に	(1)により算		
生		の措置児童	要する材			所施設において
	般		料費等及			きは、重度障害
			び日常生			算費」という。)
	生		活に必要			した額に次の算
	. -		な経常的	(2)により算	定した額をそれ	れぞれ加算する。
	活		諸経費	竺 ★(1)		
活	費			算 式(1)	その月の初日の	の世界旧音物
7 □	Į			47,040[]		7.旧巨儿主奴
	1	福祉型障害	その児童	算 式(2)		
	重	児入所施設	の監護及	次の表の重	度加算費月額	保護単価×その
諸	度	の措置児童	び日常諸	初日の別に定	める基準による	る重度措置児童
	障	等であっ	経費等			
	害	て、別に定		重度加算費保護 	単価表 (措置児童	賃1人当たり)
	児支	める基準に より重度障		障害種別	E	額
	援	害児と認定		1年日1主20	,) DR
	加	されたもの			25%加算分	46, 810円
費	算				30%加算分	56, 140円
	費			自閉症児	25%加算分	46, 810円
					30%加算分	56, 140円
				盲児	25%加算分	44, 990円
					30%加算分	53, 960円
				ろうあ児	25%加算分	40, 700円
					30%加算分	48, 850円
				肢体不自由児		56, 140円
	ゥ	主として知	その児童	算 式(3)		
	1	i	i	i e		

医谷虫 降害 特 另 处 退 力 掌 妻	を る害設 童 てめよ 受 の が 型所置 あに 準定 施 行 強 ないけ 強 の で、るりけ 強	び日常諸経費等	223,590円×その月初日の別に定める基準による 強度行動障害児数
工重度重视随言归为掌章	で 等 て め よ 複 認 も が で 、 る り 障 定 の な り 障 定 の は 複 思 も と た	その児童 の監護 常 番 番 巻	算 式(4) 重度重複障害児受入加算費月額保護単価 31,700円×その月初日の別に定める基準による 重度重複障害児数
才被虐待归受力力算者	を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	その児童の児童のというのとのというでは、そのというでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	算 式(5) 被虐待児受入加算費月額保護単価37,800円× その月初日の別に定める基準による被虐待児数
(3)	主として肢ない。	施設の運営に必要	次の算式(1)から(9)により算定した額の合 算額。

肢		を入所させ	፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟よります。						
	点	る医療型障	章 及び生活	算 式	;(1)				
		害児入所施	諸経費	アそ	の措置児	遺筆等が社	会保険(健	康保険、日	雇
体	数	設の措置児	₹	労働	者健康保	·険、国民	:健康保険、	船員保険	
		童		国家	公務員共	済組合、	公共企業体	眜職員等共	済
	分			組合	、地方公	務員等共	済組合又は	は私立学校	教
不				職員	共済組合	等をいう	。以下同じ	。)の被保	険
				者、	組合員又	は被扶養	者である場	合におい	て
				は、	診療報酬	の算定方	法(平成2	4年厚生労	働
自				省告	·示第76号	。以下「	診療報酬の	D算定方法	J
							き事療養費!		
							費に係る生		
由							基準(平原		-
							「入院時館		
							準じて算定		
児						-	医療に関す	「る給付が	行
				われ	る額を控	除した額	0		
#				/ -	, ı – =± \\ .	<i>+</i> >+> +# ==	2日辛につ!	、ナは 🌣	.ake
基							【児童につい て質字した		燎
				羊区 留加	07异戊刀	法に华し	て算定した	谷貝	
本				質	式(2)				
						·日額保護	単価 360₽	日×その日	初
					の措置児童		<u>-</u> Пи		123
分					,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
				算	式(3)				
				次	o表のA	欄に掲け	うる保育士等	手加算費月	額
措				保訓	養単価×-	その月初日	日の措置児	童数(地方	公
				共同	団体及びネ	土会福祉事	事業団等の約	圣営する施	設
				以外	外の施設の	り場合、国	尺間施設加算	算額として	次
置				の表	表のB欄!	こ掲げる客	頁を加算し#	に額とする	。)
			保育士等力	加算費保護	価表(措	置児童 1	人当たり月	額)	
費					E1 1	61.1	71	01.1	
		措	置児童数	50人	51人 から	61人 から	71人 から	81人 から	
		,,,		まで	60人	70人	80人	90人	
					まで	まで	まで	まで	
		А	基本分	円	円	円	円	円	
		欄	- · · · ·	26, 610	25, 920	25, 320	24, 660	24, 020	
				1	1				

B 欄	加	算	分	2, 320	2, 250	2, 210	2, 130	2, 070
措	置,	記 童	数	91人か ら100人 まで	101人 から人 110人 まで	111人 から 120人 まで	121人か ら130人 まで	131人 から 140人 まで
A 欄	基	本	分	円 23, 360	円 23, 120	円 22, 950	円 22, 680	円 22, 510
B 欄	加	算	分	2, 060	2, 010	2, 010	1, 990	1, 950
措	置,	記 童	数	141人 から 150人 まで	151人 から 160人 まで	161人 から 170人 まで	171人 から 180人 まで	181人 から 190人 まで
A 欄	基	本	分	円 22, 330	円 22, 170	円 22, 060	円 21, 950	円 21, 870
B 欄	加	算	分	1, 970	1, 940	1, 920	1, 910	1, 910
措	置,	記 童	数	191人 から 200人 まで	201人 以上			
A 欄	基	本	分	円 21, 740	円 21, 680			
B 欄	加	算	分	1, 910	1, 880			

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。

次の表のA欄に その月 掲げる乳幼児保 × 初日の 育士等加算費月 措置乳 額保護単価 幼児数

(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の 経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算 額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額 とする。)

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第 4条の第1号及び第2号に規定する「乳 児」及び「幼児」を総称したものとする。

乳幼児保育士等加算費保護単価表

	А	欄	В	欄
基本分	20, 1	60円	1,	770円

算 式(4)

日用品費月額保護単価 18,570円×その月初日 の措置児童数

算 式(5)

指導訓練材料費月額保護単価 420円×その月 初日の措置児童数

算 式(6)

看護代替要員費月額保護単価 160円×その月 初日の措置児童数

算 式(7)

スプリンクラー保守管理等費月額保護単価310円×その月初日の措置児童数各月初日において、スプリンクラー設備(「消防法施行令」(昭和36年自治省令第6号)に定める設備・設置基準及び昭和62年10月27日消防予第189号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」(消防庁予防課長通知)に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。)を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

算 式(8)

児童発達支援管理責任者専任加算分月額保護 単価7,510円×その月初日の措置児童数

ただし、加算を算定する場合は、児童発達支

					援管理責任者を専任で配置した場合に限る。
					算 式(9) 小規模グループケア加算分月額保護単価72,960円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童数
					(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校 給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成 費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、医療 費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁 できるものとし、これらの経費の支弁要件、その 使途及び各月の支弁額の算式については、この 表の(7)から(15)まで、(17)及び(18)の費目の 項に定めるところによる。
	イ	(ア) 重	別に定める基	その児 童の看	重度障害児支援加算費月額保護単価56,140円× その月初日の別に定める基準による重度措置児童
		度	準によ	護及び	数
	点数	障 害	る重度 肢体不	日常諸経費等	
	分	児	自由児	性貝寸	
	以	支	棟の措		
	外	援	置児童		
	の	加			
	分	算			
		費			
(4)			支体不自 近させる	施設の 運営に	次の算式(1)から算式(6)までにより算定した 額の合算額
肢	指定	医療標	機関の措	必要な	
	置児	己童		事務費	算 式(1)(医療費分)
/ +				及び生	各月の支弁額の算式は、この表の(3)のアの「時代不自中間其本の世界書のも数人の名目の
体 				活諸経費	「肢体不自由児基本分措置費の点数分の各月の 支弁額の算式」の(1)の算式(1)に定めるとこ
				~	ろに準じて算定した額
不					
					算 式(2)(日用品費分)
自					日用品費月額保護単価 18,570円×その月初日 の措置児童数
1	[ジョロビル主 双

1	İ	İ	1
由			算 式(3)(保育士等加算費分) 保育士等加算費月額保護単価 20,160円×その
			月初日の措置児童数
			ただし、乳幼児を措置しているときは、次の
児			算式により算定した額を合算する。
			乳幼児保育士等加算費月額保護単価20,160円
			×その月初日の措置乳幼児数
療			(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第
			4条第1号及び第2号に規定する「乳児」
			及び「幼児」を総称したものとする。
育			
			算式(4)
			(重度障害児支援加算費分)
費			重度障害児支援加算費月額保護単価56,140円
			×その月初日の措置児童数(すべての措置児を
			■ 重度肢体不自由児棟に入所されているものとみ ■ +++・
			なす。)
			算 式(5)
			・
			初日の措置児童数
			算 式(6)
			特別訓練費月額保護単価 800円×その月初日
			において15歳をこえた児童であって、教育費又
			は、特別育成費を支弁されない措置児童数
			(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校
			給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成
			費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、他の
			病院で医療をうける場合については医療費及び
			葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、
			その使途及び各月の支弁額の算式については、
			この表の(7)から(14)まで及び(18)の費目の項
			に定めるところによる。
(5)	主として自閉症児	体型の	次の算式(1)から算式(9)までにより算定した。
(5)	主として自闭症児 を入所させる医療	施設の 運営に	一次の昇式(1)から昇式(9)までにより昇走した 額の合算額。
	型障害児入所施設	選呂に	はい口光は。
	王阵古兀八川 肥政	必女は	

自	の措置児童	<u>*</u> Ē	事務費	算	式(1)(医療費分)		
			及び生	各	月の支弁	額の算式	は、この表	表の (3)の	つア
			活諸経	о г	肢体不自	由児基本	分措置費 <i>σ</i>)点数分 <i>0</i>)各
閉			費				(1)の算式	た(1)に気	ĒΦ
				ると	ころに準	じて算定	した額		
									
症						保健衛生			
							単価 360円]×その月	初
10				日の	措置児童	釵			
児				<i>7=1</i> =-	- *(0) (少女上 然	ho 笠 走 \		
				异	式(3)(保育士等	加昇賀)		
基				(• / - / -	の表の A	4期1-	「その月初)	
至							日の措置		
					算費月額	-	児童数		
本					·开页万丽 ·価	水 取	儿主奴		
				(-		J		<i>)</i>	
				(地ブ	方公共団 体	本及び社会	≩福祉事業 団	団等の経営	含す
分				るか	 包設以外の	の施設の均	易合、民間 的	拖設加算客	頁と
				して	て次の表の	DB欄に指	引げる額を加	口算した客	頁と
				する。)					
措									
		保育	上等加算費	貴保護単価	表(措置	児童1人	当たり月額)	
置					41人	51人	61人	71人	
	措置	置 児 重	置数	40人	から	から	から	から	
				まで	50人	60人	70人	80人	
費					まで	まで	まで	まで	
				_		_		_	
	A	基を	卜 分	円	円	円	円	円	
	欄			70, 860	69, 900	68, 860	67, 840	66, 810	
		±n ~	生まれる						
	B 問	加	章 分	6 200	6 210	6 000	6 000	E 010	
	欄			6, 280	6, 210	6, 090	6, 020	5, 910	
				81人	91人	101人			
	措	置 児	童 数	から	から	から	111人		
	18	ᅝ	王 纵	90人	100人	110人	以上		
				まで	まで	まで	% Т		
		T		6	6	6			
]			l				

Α	基	本	分	円	円	円	円
欄				66, 430	66, 120	65, 780	65, 390
B 欄	加	算	分	5, 890	5, 880	5, 830	5, 800

算 式(4)(日用品費分)

日用品費月額保護単価 18,570円×その月初日 の措置児童数

算 式(5)(看護代替要員費分)

看護代替要員費月額保護単価 160円×その月 初日の措置児童数

算 式(6)(重度障害児支援加算費分)

次の表の重度障害児支援加算費月額保護単価 × その月初日の別に定める基準による重度措置 児童数

重度障害児支援加算費保護単価表 (措置児童1人当たり)

区分	保護単価(月額)
25%加算分	46, 810円
30%加算分	56, 140円

算 式(7)(スプリンクラー保守管理等費分) スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 (40人以下施設) 930円×その月初日の措置児 童数

各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

算 式(8)

児童発達支援管理責任者専任加算分月額保護 単価7,510円×その月初日の措置児童数 ただし、加算を算定する場合は、児童発達支援

			管理責任者を専任で配置した場合に限る。
			算 式(9) 小規模グループケア加算分月額保護単価72,960円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童数
			(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校 給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成 費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業 補導費、就職支度費及び葬祭費並びに他の病院 で医療を受ける場合については医療費を支弁で きるものとし、その支弁要件、その使途及び各 月の支弁額の算式については、この表の(7)か ら(15)及び(17)並びに(18)の費目の項に定める ところによる。
(6)	主として重症心身障害児を入所させ	施設の運営に	次の算式(1)から算式(8)までにより算定した 額の合算額。
重	る医療型障害児入	必要な	
症	所施設及び指定医療機関の措置児童	事務費 及び生 活諸経 費	算 式(1)(医療費分) 各月の支弁額の算式は、この表の(3)のアの 「肢体不自由児基本分措置費の点数分の各月の 支弁額の算式」の(1)の算式(1)に定めるとこ ろに準じて算定した額
心			
身			算 式(2)(指導費分) 指導費月額保護単価 230,050円×その月初日 の措置児童数
障			算 式(3)(日用品費分) 日用品費月額保護単価 18,570円×その月初日 の措置児童数
害			
児			算 式(4)(看護代替要員費分) 看護代替要員費月額保護単価 160円×その月

療			初日の措置児童数(指定医療機関に入所させる 場合は除く。)
育			算 式(5)(療育訓練費分) 療育訓練費月額保護単価 420円×その月初日 の措置児童数
費			算 式(6)(スプリンクラー保守管理等費分) スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 310円×その月初日の措置児童数 各月初日において、スプリンクラー設備を設 置している施設(地方公共団体及び社会福祉事 業団等の経営する施設を除く。)
			算 式(7) 児童発達支援管理責任者専任加算分月額保護 単価7,510円×その月初日の措置児童数(指定医 療機関に入所させる場合は除く。) ただし、加算を算定する場合は、児童発達支 援管理責任者を専任で配置した場合に限る。
			算 式(8) 小規模グループケア加算分月額保護単価72,960円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童数(指定医療機関に入所させる場合は除く。)
			(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校 給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育 成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及 び葬祭費並びに他の病院で医療を受ける場合 については医療費を支弁できるものとし、そ の支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算 式については、この表の(7)から(14)及び(18) の費目の項に定めるところによる。
(7)	障害児入所施設及 び指定医療機関の	次に掲げる経	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代又は通学のための交通費を支
教	措置児童であって	費	弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)

義務教育諸学校又 (1) そ | は特別支援学校の 高等部に在学中の もの及び特別支援 学校の高等部第1 学年に入学するも **の**。

の義務 教 育 (特別 支援学

校高等 部の教 育を含 む。)に

材代

の特別 支援学 校高等 部入学 に必要

な学用

品費等

(4)そ の児童

必要な 学用品 費等代 (2)教 (3)通 学のた めの交 诵費

又は算式(3)により算定した額を、特別支援学 の児童 | 校の高等部第1学年に入学する児童があるとき は、算式(4)により算定した額を、それぞれ算 式(1)によって算定した額に加算する。

> なお、算式(4)については、4月分の措置費 として支弁する。

算 式(1)

次の表の教育費学年別月額保護単価×その月 の学年別就学措置児童数

教育費保護単価表(措置児童1人当たり)

学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	
保護単価(月額)	円	円	円	
	2, 110	4, 180	4, 180	

算 式(2)

その施設のその月におけるその措置児童の別 に定めるところにより教科書に準ずる正規の教 材として学校長が指定するものの購入に必要な 実費を合算した額

算 式(3)

その施設のその月におけるその措置児童であ って、交通費の支給を必要と認めるもの(その 児童(重症心身障害児を除く。)が通学する場合 に付添人を特に必要と認めるときは、その付添 人を含み、その数はそれぞれ児童6人につき1 人とする。)があるときは、その児童又は付添人 が最も経済的な通常の経路及び方法により通学 し、又は付添いする場合のその普通旅客運賃の 定期乗車券(定期乗車券のない場合にあっては、 これに準ずるもの。)の実費を合算した額

算 式(4)

特別加算費年額保護単価 59.400円×特別支援

費

育

			学校の高等部第1学年入学措置	置児童数
(8)	障害児入所施設及 び指定医療機関の	その児 童のそ	その施設のその月におけるその の義務教育諸学校又は特別支援	
学	措置児童であって、学校給食を実	の学校給食に	学校給食費として徴収される実合算額	
校	施している義務教育諸学校又は特別	必要な経費	LI FF LIX	
給	支援学校の高等部に在学中のもの。	作貝		
食	に任子中のもの。			
費				
(9)	障害児入所施設及 び指定医療機関の	その児 童の見	次の算式により算定した額の台	計算額
見	措置児童であっ て、小学校第6学	学旅行に直接	 算 式 次の表の見学旅行費学年別:	年額保護単価×そ
224	年、中学校第3学	必要な	の月の学年別見学旅行参加措置	
学	年若しくは特別支援学校の高等部第	交 通 費、宿	 見学旅行費保護単価表 (措置 <u> </u> 	見童1人当たり)
旅	3学年(高等学校を含む。)の在学中のもので、その	泊費等	学年別	保護単価(年額)
行	学校の教育課程において実施される		小学校第6学年	20,600円
費	見学旅行(通常の 「修学旅行」を いう。)に参加する		中学校第3学年	55, 900円
	もの。		特別支援学校の高等部第3 学年(高等学校を含む。)	108, 200円
(10)	障害児入所施設及	その児	次の算式によって算定した額	の合算額とし4月
入	び指定医療機関の措置児童であっ	童の入 進学に	分の措置費として支弁する。 	
進	て、小学校第1 学年に入学し、又 は中学校第1学年	際し必 要な学 童用品	算 式 次の表の入進学支度金学年 学年別入進学措置児童数	別年額保護単価×

学	に進学するもの。	等の購 入費	入進学支度金保護単価表			
支			(措置児童1人当たり)			
度			学 年 別 保護単価 (年額)			
金			小学校第 1 学年入学児童 39,500円			
			中学校第 1 学年進学児童 46, 100円			
(11)	障害児入所施設及 び指定医療機関の	次に掲 げる経	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、 算式(2)については4月分の措置費として支弁す			
特	措置児童であって、別に定めると	費 (1)そ	a .			
別	ころにより、高等 学校に在学してい	の児童の高等	算 式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×そ			
育	るもの及び高等学 校第1学年に入学	学校在 学中に	の月の公私別高等学校在学措置児童数			
成	するもの。	おける 教育に	特別育成費保護単価表(措置児童1人当たり)			
費		必要な 授業	公私別 保護単価 (月額)			
		料、ク ラブ費 等の学	国·公立高等学校 22, 270円			
		校納付 金、教	私立高等学校 32,970円			
		科書代学用品	算 式(2)			
		費等の 教科学	特別加算費年額保護単価 59,400円×高等学校 第1学年入学措置児童数			
		習費、 通学費 等				
		ザ (2)そ の児童				
		の高等 学校入				

	障び措て校も又が童参季学加害指置、にのは、・加等校す兄定児務学、育当生さの等る所機で育ての委年全行、事の設関あ諸い学員の員う林に設関を諸い学員の員う林に	学しな品(そ童季別にすにな費に必学費)のの等行参る必交等際要用等)児夏特事加の要通	次の算式によって算定した額 算 式 夏季等特別行事費 1 件当たり保護単価3,000円 ×夏季等特別行事参加措置児童数
(13)	障害児入所施設及 び指定医療機関の 措置児童	その児 童の年 末にお	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費として支弁する。
末	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	ける被	算 式
		服等の	期末一時扶助費年額保護単価 5,070円×12月
時 扶		購入費	初日の措置児童数
助			
費			
(14)	障害児入所施設及	その児	次の算式によって算定した額
	び指定医療機関の	童等の	
医	措置児童であって	医療に	算式
	疾病、障害等によ	必要な	その施設のその月におけるその措置児童等に
	り医師、歯科医師	経費	つき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養 豊の質宝其進に進じて質宝した額(その医療機
	等によって、診察、		費の算定基準に準じて算定した額(その医療機

療費	治療、投薬、手術 等の医療を受ける ためその支弁が必 要と認められるも の。		の措置 合にれ われる 用に	児童等がれ いては、 額を控除 、その児 いても健康	指定医療機関性会保証を その社とのでは とのでででいる。 一をできる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	t 技養者等 (において (a) を合り 移送等に (お付の取扱	デである場 ご給付が行 算した額 二要する費
(15)	障害児入所施設の 措置児童(重症心	次に掲げる経	次の算	式により算	算定した額の	合算額	
職	身障害児を除く。) であって、義務教	サ (1)そ	算 式 その		の月における	うその措置	置児童が最
業	育を終了した後公 共職業訓練所等の	の児童 の交通			の経路及び方 運賃の定期		
補	職業補導機関に通 うもの。	費 (2)そ	券のな の実費		あってはこ	れに準す	 「るもの)
導		の児童に係る	算 式	(2)			
費		教科書 代等			額保護単価 4 通っている措	•	
(16)	福祉型障害児入所 施設の措置児童	その児 童の冬			て算定した額 弁のできる期		0月分から
児		期の採暖に必		分までに関			
童		要な経費	算・式		丮採暖費級地	5別日額4	Z誰単価×
用		Ŗ		初日の措置		ק אם ניניניכ	K 市交 一 一 加 ・・
採							
暖	施設種別地別	級	5 級 地	4 級地	3 級 地	2 級 地	その他の地域
費							
	福祉型障害児入所施設		円 6, 820	円 5, 220	円 3, 380	円 2, 520	円 1, 260
	(注)児童用採暖費の級地区分については、一般職の職員の給与に関する法律等						

			平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)
	前の国家公務員の すること。	の寒冷地	手当に関する法律第一条に規定する級地区分を使用
	9 0 - 2 .		
(17)	障害児入所施設の	(1)そ	次の算式(1)によって算定した額とし、入所措
	措置児童(重症心	の児童	置が解除される日の属する月の措置費として支弁
就	身障害児を除く。)	の就職	する。ただし、別に定める基準に該当する場合に
	であって、その児	に際し	おいては、算式(2)によって算定した額を加算す
職	童が就職するため	必要な	る。
	その入所の措置が	寝 具	
支	解除されることと	類、被	算 式(1)
	なったもの。	服類等	就職支度費1件当たり保護単価 79,000円×そ
度		の購入	の月の就職による措置解除児童数
		費	
費		(2)そ	算 式(2)
		の児童	就職支度費1件当たり特別基準保護単価137,5
		の就職	10円×その月の別に定める基準による就職によ
		に際し	る措置解除児童数
		必要な	
		住 居	
		費、生	
		活費等	
(18)	障害児入所施設及	その死	次の算式により算定した額。ただし、その死亡
	び指定医療機関の	亡児の	児の葬祭に要した費用の総額が 153,900円をこえ
葬	措置児童であっ	火葬又	る場合であって、その総額のうちに火葬に要した
	て、死亡したもの	は埋葬	費用の額が 450円をこえるときはそのこえる額を、
祭	(以下「死亡児」	納骨そ	自動車の料金その他死体の運搬に要した費用の額
	という。)	の他葬	が 10,760円をこえるときは 8,940円の範囲内にお
費		祭のた	いてそのこえる額を、それぞれ加算する。
		めに必	
		要な経	算 式
		費	葬祭費1件当たり保護単価 153,900円×死亡
			児数
	<u> </u>		